

議案第 36 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年板橋区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3（見出しを含む。）中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第 9 条の 4 の見出しを削る。

第 15 条第 1 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第 16 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 16 条の 4 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年板橋区条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定を次のように改める。

第 16 条の 2 の次に次の 3 条を加える。

(子育て部分休暇)

第 16 条の 3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある当該職員の子（

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の区規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、区規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

子の育児を行う職員の超過勤務の制限に係る子の対象年齢を改め、介護両立支援制度等の請求等に係る規定を加える等するほか、所要の規定整備をする必要がある。